

平成 21 年 6 月 24 日

日本電子債権機構株式会社
株式会社三菱東京 UFJ 銀行

電子債権記録業の指定取得のお知らせ

日本電子債権機構株式会社（代表取締役 ^{たけなか とよのり} 竹中 豊典、以下 JEMCO）は、本日、電子債権記録業の指定（電子記録債権法第 51 条 1 項の指定）を、関係当局より取得いたしました。

JEMCO は国内初の電子債権記録機関として、三菱東京 UFJ 銀行とともに電子記録債権法制を活用した利便性の高い新たな決済サービスを提供し、中小企業の資金調達円滑化に貢献するとともに、シンジケートローンなど貸付債権の流通促進による金融インフラの高度化を目指してまいります。

今後、7 月下旬を目途に開業準備を進め、三菱東京 UFJ 銀行とともに、順次、新商品のご案内をしていく予定です。

【 提供予定のサービス 】

《 電手*決済サービス 》

三菱東京 UFJ 銀行が支払企業および債権者の窓口となり、簡便に電子記録債権による決済手段を提供するサービス。支払企業では手形レスによる内部管理態勢の強化や効率化、債権者では手形の保管・運搬にかかるコスト削減が進みます。なお、期日に資金を受け取る債権者口座は、送金同様、全国の預金取扱金融機関の口座をご利用いただけます。

《 電手*買取サービス 》

電手をインターネットや FAX 経由で買取るサービス。従来の割引や一括決済サービスと異なり、必要な金額だけを資金化・譲渡する分割機能により、債権者の資金繰りに合わせた債権の活用が可能となります。

《 高流動性シンジケートローンへの活用 》

高流動性シンジケートローンとは、セカンダリーマーケットにおける売買を前提として流動性を高めたローン。当該ローンの電子記録債権化により、従来比、簡便かつ効率的な債権譲渡手続きが可能となります。

※ 「電手」とは当社にて取り扱う電子記録債権のうち、商取引により生じた代金債権の弁済のため発生記録された債権の総称（特許第 4201824 号、商標登録第 5222739 号）。

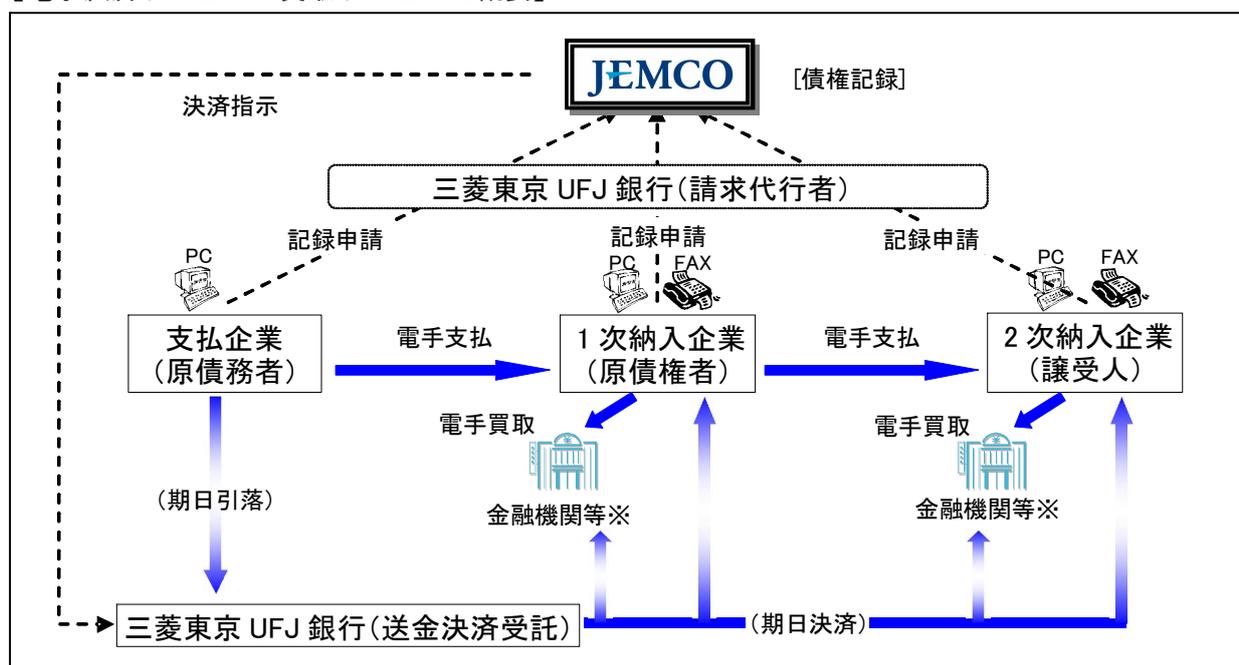
以 上

<ご参考>

【 JEMCO概要 】

商号 (英文名)	日本電子債権機構 株式会社 (Japan Electronic Monetary Claim Organization)
所在地	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 12 号
資本金	22 億円
株主構成	株式会社三菱東京 UFJ 銀行 100%
URL	http://www.jemc.jp
システム 業務委託先	NTT コミュニケーションズ株式会社 株式会社ユーフィット (50 音順)

【電手決済サービス・買取サービスの概要】



※割引や債権買取などファイナンスを目的とした三菱東京 UFJ 銀行以外の金融機関等への債権譲渡については、利用契約（金融機関等用）の締結等を前提に、開放していく予定です。